

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年12月10日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1.原子力規制委員会。

(1) 第47回原子力規制委員会、議題は8つございます。

議題1「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉、美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） - 有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更 - 」、こちらは議題で上げられております3つの事業者、関西電力、四国電力、九州電力、これらの実用発電用原子炉計12基の設置変更許可に関しまして、有毒ガスに対する防護措置についての審査の結果の案の取りまとめと、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取等について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） - 緊急時対策所設置等 - 」、こちらは11月6日の原子力規制委員会におきまして、関西電力・大飯発電所3号機、4号機の緊急時対策所の設置等に関する原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取を行うこととされました。その意見聴取が終了したことから、審査の結果を取りまとめるとともに、設置変更を許可することについて、委員会に諮るものです。

続きまして、議題3「関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可について（案）」、こちらは関西電力・大飯発電所1号機、2号機の廃止措置計画に関しまして、審査の結果を取りまとめるとともに、廃止措置計画を認可することについて、委員会に諮るものです。

続きまして、議題4「関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可について（案）」、こちらは関西電力・美浜発電所1号機、2号機の廃止措置計画の変更認可に関しまして、1号機の使用済燃料プールの冷却機能を削除等することにつ

いての審査の結果を取りまとめるとともに、変更認可することについて、委員会に諮るものです。

続きまして、議題5「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集に寄せられた意見に対する考え方の修正について」、こちらは12月4日の原子力規制委員会におきまして、意見募集に寄せられた意見への回答を修正するよう指示があったことから、その修正案を委員会に諮るものです。

続きまして、議題6「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第1回）の実施について」、こちらは9月18日の原子力規制委員会におきまして、放射性同位元素等規制法、いわゆるRI法の審査ガイドを整備するに当たっては、案ができたものから順次、被規制者からの意見聴取を行うこととされました。これを踏まえ、第1回目の意見聴取を行うことについて、委員会に諮るものです。

続きまして、議題7「新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について」、こちらは来年4月から開始される新たな検査制度におきまして、現行の使用前検査は、事業者が使用前事業者検査を行い、その結果を原子力規制委員会が確認する「使用前確認」へ変わることとされております。しかしながら、現に工事が始まっている施設につきましては、経過措置によりまして、現行の使用前検査を引き続き行う必要がございます。そのため、新しい使用前確認と現行の使用前検査を同時並行で行い、これらの業務量が増大する場合は想定されますので、その場合の対応方針の案を委員会に諮るものです。

続きまして、議題8「令和元年度第2四半期における専決処理について」、こちらは第2四半期、7月～9月におきまして、原子力規制庁長官が専決処理した結果を委員会に報告するものであります。

(1) は以上となります。

続きまして、(2) 第48回原子力規制委員会 臨時会議、こちらは12月16日月曜日の10時半からとなります。核物質防護に関する情報を取り扱うため、非公開となります。議題は2つございます。

「国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッション報告書及び同フォローアップミッション報告書の公開について」、こちらは昨年末に核セキュリティ部門におきましてIAEAのIPPASフォローアップミッションを受けました。その際、受領した報告書と平成27年に受けたIPPASミッションの報告書、これらをあわせて可能な範囲で報告書の原文を公開すること、また、公開の範囲について、委員会に諮るものです。

議題2「IPPAS フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について」、先ほど申し上げたIPPASフォローアップミッションの報告書の中で、国や事業者が受けた勧告や助言への対応について、委員会に報告し、議論をいただくもので

す。

規制委員会の関係は以上となります。

続きまして、審査会合の関係です。1枚おめくりください。2ページ目、一番下になります。

12月12日木曜日、(5)第810回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が実質2つございます。

1つ目は、関西電力・高浜発電所1号機、2号機、3号機、4号機の設置変更許可に関しまして、警報なし津波対策についての10月15日の会合のコメント回答を受けるものです。こちらは山中委員と石渡委員の合同会合となります。

もう一つでございます。関西電力・美浜発電所3号機の保安規定変更認可に関しまして、火山灰といわゆるSA訓練についての11月7日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、1枚おめくりください。

3ページ目、上から2つ目、(7)第811回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは前回の定例ブリーフィングで、柏崎刈羽6号機、7号機と日本原電・東海第二の特重施設、特定重大事故等対処施設に係る審査を行いますと申し上げたのですが、その後、BWR各社全てを呼んで、11月7日の東海第二に係る非公開会合で出た論点について議論を行うことになりました。その意味で、参加する事業者がふえております。

続きまして、1枚おめくりください。4ページ目、これは一番上から参ります。

12月16日月曜日、(11)第77回特定原子力施設監視・評価検討会、これも議題が4つございます。

議題1は、9月2日のこの検討会の中で、運転上の制限、いわゆるLC0の見直しをこの検討会で議論することとなりました。これを受けまして、今回、東京電力からLC0の見直しの考え方について説明を受けるものです。

議題の2つ目ですが、これは建屋滞留水の処理の進捗と、その進捗により今後問題となる事項について説明を受けるものです。

議題の3つ目です。こちらは複数あるのですが、1号機、2号機排気筒の解体作業、例えば、それ以外にも建屋の開口部の閉止作業、こういった複数の地震・津波対策の進捗について説明を受けるものです。

議題の4は「その他」となっておりますけれども、3号機の燃料取り出し作業の状況についても、説明を受けることとされています。

続きまして、その下、(12)第321回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらにも議題が3つございます。

1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の原子力科学研究所の保安規定変更認可に関しまして、周辺監視区域の変更についての11月25日の会合のコメント回答を受ける

ものです。

議題の2つ目です。こちらは同じくJAEAの定常臨界実験装置（STACY）の設計・工事方法認可に関しまして、中性子源が反応度に与える影響についての11月25日の会合のコメント回答を受けるものです。

議題の3つ目は、これもJAEAの研究用原子炉（JRR-3）の設計・工事方法認可に関しまして、冠水時機能を喪失した場合の給水についての11月25日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、（13）第26回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合、こちらは議題が2つございます。

1つ目は、JAEAの高速増殖炉もんじゅの廃止措置に関しまして、次回の燃料取り出しの準備状況について説明を受けるものです。

議題の2つ目は、これは同じくもんじゅの廃止措置計画の変更認可に関しまして、模擬燃料体の部分装備へ変更することについての10月17日の会合のコメント回答を受けるものとなります。

私からは以上となります。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いします。

マルヤマさん、お願いします。

記者 TBSのマルヤマです。

ちょっと日程と関係ないことを一つ伺いたいのですけれども、検挙の端緒に規制庁もなったネット上で放射性物質を売買していたという件で、きょう、高校生とかが書類送検されたのですけれども、専門家の中には、例えば、ネットで手に入れた放射性物質をドローンでまいてしまったとか、そういう危険性もあるので、何らかの対策の強化が必要ではないかと言う人もいるのですけれども、例えば、規制庁として監視を強化するとか、これからちょっと対策を少し強化していくみたいなお考えというのはあるのでしょうか。

児嶋総務課長 恐らく今回に関しまして、まずはやはり周知することだとは考えております。ことし2月の規制委員会におきましても、違法な取引の防止を要請する通知を通販会社とかに発出させていただきました。また、ホームページでも一般に周知させていただいております。もう一回それは繰り返しやり、まず周知に努めたいと思っております。また、それ以外に我々としましても、我々の視点でネットの監視等を通じて、そのような状況がないかというのは、確認を強化してまいりたいと思っております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -